

丸三製紙株式会社 一般事業主行動計画

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

女性が管理職として活躍できる職場環境をつくるために次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日まで

2. 内 容

■目 標 (分類①)

管理職(課長級以上)に占める女性割合を6%以上にする。

■対 策 (配置・育成・教育訓練に関する事項／評価・登用に関する事項(カ))

- 令和 4年 5月～ 管理職直前の資格等級に属する女性従業員より育成対象者を選定する
- 令和 4年 6月～ 育成対象者および当該上司との面談を実施する
- 令和 4年 8月～ 育成対象者に対し、OJT を中心とした教育、育成を実施する

以上